

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	景観まちづくり課
------	----------

都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可

根拠条文 都市計画法第29条第1項本文
 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

審査基準 (法令上の規定による基準)

- ◎申請書の記載内容等、許可申請の手続きについて
 - ・都市計画法第30条
 - ・都市計画法施行規則第15条、16条、17条
- ◎申請書の設計図書に係る設計者の資格について
 - ・都市計画法第31条
 - ・都市計画法施行規則第18条、19条、19条の2、19条の3、19条の4、19条の5、19条の6、19条の7、19条の8、19条の9、19条の10、19条の11、19条の12、19条の13、19条の14、19条の15、19条の16
- ◎公共施設の管理者の同意、協議について
 - ・都市計画法第32条
 - ・都市計画法施行令第23条
- ◎申請内容に係る技術的基準について
 - ・都市計画法第33条
 - ・都市計画法施行令第23条の2、23条の3、23条の4、24条、24条の2、24条の3、25条、26条、27条、28条、28条の2、28条の3、29条、29条の2、29条の3、29条の4
 - ・都市計画法施行規則第20条、20条の2、21条、22条、23条、23条の2、23条の3、24条、25条、26条、27条、27条の2、27条の3、27条の4、27条の5
- ◎市街化調整区域内における申請内容に係る立地の基準について
 - ・都市計画法第34条
 - ・都市計画法施行令第29条の5、第29条の6、第29条の7、第29条の8、第29条の9、第30条
 - ・都市計画法施行規則第28条

(1) 公共公益施設・日用利便施設（第1号関係）

- ① 公共公益施設
 - ・ 次に掲げる対象施設の用に供するものであること

区分	対象施設
学校	幼稚園、小学校、中学校
社会福祉施設	保育所、児童厚生施設、老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター、隣保館
医療施設	診療所、助産所

- ・ 大規模連たん区域（敷地相互間の距離が50m以内で50以上の建築

物が連たんしている区域をいう。以下同じ) に建設されること

- ・ 学校にあっては、校区等の世帯のうち市街化調整区域内の世帯が50%を超えること
 - ・ 社会福祉施設(保育所を除く)又は医療施設にあっては、敷地面積が1,000㎡以下、延床面積が400㎡以下であること
- ② 日用利便施設
- ・ 市街化調整区域に居住する者の日常生活に必要不可欠な施設であって、別表に定める業種の事業の用に供するものであること
 - ・ 飲食店、コンビニエンスストア又は燃料小売業の用に供する施設にあっては、敷地が、平日12時間自動車交通量1万台以上の道路に接していないこと
 - ・ 敷地が路地状部分のみによって道路に接するものでないこと
 - ・ 敷地面積が、店舗にあっては3,000㎡以下、その他の施設にあっては1,000㎡以下で、延床面積が、店舗にあっては500㎡以下、その他の施設にあっては300㎡以下であること
 - ・ 敷地から500m以内に市街化区域がある場合は、顧客のうち市街化調整区域内居住者が50%を超えること

別表(日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)による)

「I 卸売・小売業」のうち、[569]その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)、[571]呉服・服地・寝具小売業、[572]男子服小売業、[573]婦人・子供服小売業、[574]靴・履物小売業、[579]その他の織物・衣服・身の回り品小売業、[581]各種食料品小売業、[582]野菜・果実小売業、[583]食肉小売業、[584]鮮魚小売業、[585]酒小売業、[586]菓子・パン小売業、[589]その他の飲食料品小売業、[592]自転車小売業、[5931]電気機械器具小売業(中古品を除く)、[5933]中古電気製品小売業、[5939]その他の機械器具小売業、[601]家具・建具・畳小売業、[602]じゅう器小売業、[6032]医薬品小売業(調剤薬局を除く)、[6033]調剤薬局、[6034]化粧品小売業、[604]農耕用品小売業、[605]燃料小売業、[606]書籍・文房具小売業、[607]スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、[608]写真機・時計・眼鏡小売業、[6092]たばこ・喫煙具専門小売業、[6093]花・植木小売業

「J 金融・保険業」のうち、[6221]普通銀行、[6222]郵便貯金銀行、[6223]信託銀行、[631]中小企業等金融業、[632]農林水産金融業

「L 学術研究、専門・技術サービス業」のうち、[7461]写真業(商業写真業を除く)

「M 宿泊業、飲食サービス業」のうち、[761]食堂、レストラン(専門料理店を除く)、[762]専門料理店、[763]そば・うどん店、[764]すし店、[767]喫茶店、[769]その他の飲食店

「N 生活関連サービス業、娯楽業」のうち、[7811]普通洗濯業、[7812]洗濯物取次業、[782]理容業、[783]美容業、[784]一般公衆浴場業、[7891]洗張・染物業、[7899]その他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業、[793]衣服裁縫修理業、[794]物品預り業、[7991]食品賃加工業、[7993]写真現像・焼付業、[7999]他に分類されないその他の生活関連サービス業

「O 教育、学習支援業」のうち、[821]学習塾、[8241]音楽教授業、[8242]書道教授業、[8243]生花・茶道教授業、[8244]そろばん教授業、[8245]外国語会話教授業、[8249]その他の教養・技能教授業

「P 医療、福祉」のうち、[8351]あん摩マッサージ指圧師・はり師・き

ゆう師・柔道整復師の施術所

「Q 複合サービス事業」のうち、[861]郵便局、[862]郵便局受託業、[871]農林水産業協同組合(他に分類されないもの)

「R サービス業」のうち、[891]自動車整備業、[9011]一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)、[902]電気機械器具修理業、[9091]家具修理業、[9092]時計修理業、[9093]履物修理業、[9094]かじ業

(2) 鉱物資源・観光資源等の利用施設（第2号関係）

- ・ 利用する「資源」が市街化調整区域に現存すること
- ・ 鉱物資源利用施設にあっては、資源が産出される場所と近接して設置される、次のいずれかの事業の用に供する施設であること

日本標準産業分類

「C 鉱業、採石業、砂利採取業」に属する事業

「E 製造業」のうち

[2121]セメント製造業、[2122]生コンクリート製造業、

[2131]粘土かわら製造業、[2181]採石製造業

- ・ 観光資源利用施設にあっては、市街化調整区域内に存する史跡・名勝・温泉等の観光資源の有効な利用上必要な施設又は観光資源の価値を維持・向上させるため必要な施設で、当該施設の所在する市町村の長が観光振興上有益と認めるものであること
- ・ その他の資源利用施設にあっては、市街化調整区域内に存する水資源の取水、導水、利水又は浄化のため必要な施設であること

(3) 自然条件を必要とする施設（第3号関係）

温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物等であること

(4) 農産物加工施設等（第4号関係）

- ・ 農業、林業、漁業又は次のいずれかの事業の用に供する施設(その立地する市街化調整区域内の生産物に係るものに限る)であること

日本標準産業分類

「E 製造業」のうち

[091]畜産食料品製造業、[092]水産食料品製造業、

[093]野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、

[095]糖類製造業、 [096]精穀・製粉業、[098]動植物油脂製造業、

[0991]でんぷん製造業、 [1031]製茶業、[1061]配合飼料製造業、

[1211]一般製材業

「I 運輸業、郵便業」のうち

[47]倉庫業

(5) 農林業等活性化基盤施設（第5号関係）

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく所有権移転等促進計画に適合した農林業等活性化基盤施設であること

(6) 中小企業高度化施設（第6号関係）

- ・ 県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第2条第1項各号に掲げられている事業の用に供する施設であること

(7) 既存工場関連施設（第7号関係）

- ・ 市街化調整区域内に立地する既存工場に対して、自己の生産物の原料又は部品の取引価格の50%以上を依存し、又は自己の生産物の取引価格の50%以上を原料又は部品として納入する等の密接な関連を有する事

業の用に供する施設であること

- ・ 既存工場と隣接又は近接していること

(8) 危険物貯蔵施設等（第8号関係）

- ・ 火薬類取締法に基づく許可を受けた者の設置する火薬庫又は火薬類製造所であること

(9) 沿道サービス施設（第9号関係）

- ・ 道路管理施設にあつては、高速自動車国道等の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するものであること

- ・ 休憩所にあつては、次の基準を全て満たすこと

ア 自動車運転者又は同乗者に飲食物を提供して休憩させる飲食店又はコンビニエンスストアであつて、宿泊施設を併設していないこと

イ 運転者等が飲食可能な休憩スペースが設けられていること

ウ 敷地が平日12時間自動車交通量1万台以上の道路に接していること

エ 敷地が路地状部分のみによって道路に接するものでないこと

オ 敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡以下であること

カ 自動車の駐車スペースが敷地面積の50%以上であること

キ 延床面積が、飲食店にあつては1,000㎡以下、コンビニエンスストアにあつては300㎡以下であること

- ・ 燃料小売業の用に供する施設にあつては、ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド又はこれらに類する施設であつて、事務所、洗車場、簡易な自動車整備のための施設の規模は必要最小限であること

(10) 地区計画等適合施設（第10号関係）

- ・ 地区計画の区域又は集落地域整備法に基づく集落地区計画の区域に設置されるものであること

- ・ 地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合すること

(11) 条例で定められた区域内の自己用住宅（第11号関係）

- ・ 知事の定めた区域内であること
- ・ 自己居住用の専用住宅又は兼用住宅であること
- ・ 建築物が3階建以下のものであること

(12) 条例で定められた開発行為等（第12号関係）

① 分家住宅

- ・ 現住地に住み続けられなくなった次のいずれかの事由があること

ア 婚姻、出産等による同居者の増加

イ 独立して生活するのが適当と認められる世帯の分離

ウ 家業、同居者の介護等のためのより広い居住空間の確保

エ 災害による住宅の損壊、家主からの退去要請その他やむを得ない事情

- ・ 本家者が、区域区分が決まる前から市街化調整区域（区域区分によって市街化区域と市街化調整区域に分断された集落の市街化区域内の部分を含む。）に住んでいる者又は区域区分が決まった後に市街化調整区域に適法に自己用住宅を所有した者であること

- ・ 申請者が、本家者と同居している又は同居していたことのある2親等以内の親族であること

- ・ 本家者と同居することが困難であること

・ 申請者、同居者、本家者が同一市町村内に他に自己用住宅を所有しておらず、かつ、同一市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地を所有していないこと

- ・ 本家者の継続所有地（区域区分が決まる前から所有し続けている土地又は区域区分が決まった後に相続等により取得した土地をいう。以下同じ。）又は区域区分決定日以前から宅地であった土地（いずれも、本家者の居住集落又はその隣接集落内に所在するものに限る。）であること
- ・ 自己居住用の専用住宅であること
- ② 公共事業による移転
 - ・ 土地収用法上の収用対象事業のため、自己の建築物等を移転又は除却する必要がある者が、その移転等に係る建築物等に代わる建築物等を建設する目的であること
 - ・ その事業が行われる市町村内に他にその建築物等の代わりにできる建築物等を所有していないこと
 - ・ その市町村の市街化区域内に代替建築物等の建設が可能な土地を所有していないこと
 - ・ 一団の土地の一部のみが事業用地になった場合にあつては、その残地に代替建築物等を建設することができないこと
 - ・ 市街化区域から移転する場合にあつては、土地収用法による事業認定の前から所有していた土地（相続等により取得したものを含む）又は起業者が代替地としてあつせんする土地であること
 - ・ 収用対象事業が行われる市町村の区域内であること
 - ・ 移転等に係る建築物等と同じ用途の建築物等であること
 - ・ 敷地の面積及び延床面積が、移転等に係る建築物等の敷地の面積及び延床面積の、それぞれ1.5倍を超えないこと
- ③ 大規模連たん区域内の自己用住宅
 - ・ 現住地に住み続けられなくなった次のいずれかの事由があること
 - ア 婚姻、出産等による同居者の増加
 - イ 独立して生活するのが適当と認められる世帯の分離
 - ウ 家業、同居者の介護等のためのより広い居住空間の確保
 - エ 災害による住宅の損壊、家主からの退去要請その他やむを得ない事由
 - ・ 申請者が、次のいずれかに該当する者であること
 - ア 当該大規模連たん区域内に継続所有地のある者
 - イ 当該大規模連たん区域内に10年以上継続して居住している者
 - ウ 区域区分決定日以後に当該大規模連たん区域内に収用対象事業による移転等に係る建築物等に代わるものとして自己用住宅を建設し、これに居住している者
 - エ 本家者と同居している又は同居していたことのある2親等以内の親族
 - ・ 大規模連たん区域内であること
 - ・ 当該大規模連たん区域内に継続所有地のある者にあつては、その継続所有地の区域であること
 - ・ 自己居住用の専用住宅又は兼用住宅であること
- ④ 大規模連たん区域内の自己の工場等
 - ・ 申請者が、次のいずれかに該当する者であること
 - ア 区域区分決定日以前から当該大規模連たん区域内に居住している者の世帯に属する者
 - イ 区域区分決定日以後に当該大規模連たん区域内に収用対象事業による移転等に係る建築物等に代わるものとして自己用住宅を建

- 設し、これに居住している者
- ・ 自己の業務用の工場、事務所又は店舗を建設する目的であること
 - ・ 大規模連たん区域内であること
 - ・ 敷地面積が1,000㎡以下であること
 - ・ 店舗にあっては、延床面積が500㎡以下であること
- ⑤ 地区集会所等
- ・ 周辺住民のための集会所、公民館等の準公益的な施設であること
 - ・ 施設が、レジャー施設等他目的の施設と併用されるものでないこと
 - ・ 施設が、町内会、自治会等により管理・運営されるものであること
 - ・ 申請地が、その集会所等を主として利用することになると見込まれる者の居住する町等の区域であること
- ⑥ 既存建築物等の増築等
- ・ 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的であること
 - ・ 申請地が、既存の建築物等の敷地となっている土地又はその隣接地であること
 - ・ 既存の建築物等と同じ用途の建築物等であること
 - ・ 敷地面積が従前の1.5倍以下であること
 - ・ 延床面積が従前の2倍を超えないこと
- ⑦ 災害危険区域等からの移転建築物等
- ・ 次のいずれかの事由により移転される建築物等に代わる建築物等を建設する目的であること
 - ア 鳥取県建築基準法施行条例第2条第1項の規定により指定された災害危険区域又は同条例第4条各号に定めるがけ付近の区域に所在すること
 - イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域に所在すること
 - ウ 地すべり等防止法第24条第4項の規定により公表された関連事業計画に基づいて行うものであること
 - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項の規定による勧告を受けたこと
 - オ 建築基準法第10条第1項の規定による勧告を受けたこと
 - ・ 移転される建築物等の所在する市町村の区域内であること
 - ・ 移転される建築物等と同じ用途の建築物等であること
 - ・ 敷地面積及び延床面積のいずれもが従前の1.5倍以下であること
- ⑧ 優良田園住宅
- ・ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく優良田園住宅を建設する目的であること
 - ・ 同法に基づく優良田園住宅建設計画に定められた土地の区域であること
 - ・ 自己居住用の専用住宅又は兼用住宅であること
- ⑨ 届出団地
- ・ 申請者が、その市町村の区域内に自己用住宅を所有しておらず、かつ、その市町村の市街化区域内に適切な土地を所有していないこと
 - ・ 申請地が、区域区分が決まったときには造成が完了し、又は施工

- 中だった住宅団地として認定されている区域内であること
- ・ 自己居住用の専用住宅又は兼用住宅であること
- ⑩ 土地区画整理事業
 - ・ 申請者が、その市町村の区域内に自己用住宅を所有しておらず、かつ、その市町村の市街化区域内に適切な土地を所有していないこと
 - ・ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行された区域であること
 - ・ 自己居住用の専用住宅又は兼用住宅であること
- (13) 既存権利者の施設（第13号関係）
 - ・ 自己の居住若しくは業務の用に供する建築物又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物であること
 - ・ 市街化調整区域に指定された際、土地の所有権等を有していた者(当該指定後6月以内に必要事項の届出をした者に限る)が設置するものであること
 - ・ 市街化調整区域に指定後5年以内に開発行為が完了するものであること
- (14) 開発審査会の議を経るもの（第14号関係）
 - ① 社寺仏閣、納骨堂
 - ・ 申請者が宗教法人法の認証を受けた宗教法人又は地元代表者であること
 - ・ 地域的性格の強い鎮守、社等の建築物又は宗教法人の行う儀式、教化育成施設又はこれらに付属する社務所等で、宿泊施設及び休憩施設を含まないこと
 - ・ 施設利用者のうち市街化調整区域内居住者が50%を超えること
 - ② 研究施設
 - ・ 研究対象が市街化調整区域に存すること
 - ③ 従業員宿舍
 - ・ 入居者の勤務先の事業所が適法に建築されていること
 - ・ 当該事業所と同一敷地内又は隣接地に建築される3階以下のものであること
 - ・ 入居者が当該事業所の従業員及びその家族に限定されていること
 - ・ 隣接土地所有者の同意を得ていること
 - ④ 大規模連たん区域内の公営住宅
 - ・ 大規模連たん区域内に建設されること
 - ・ 主としてその大規模連たん区域及びその周辺地域に居住している者を入居対象とすること
 - ⑤ 自然的土地利用レクリエーション施設
 - ・ 運動・レジャー施設にあつては、次の要件を満たすこと
 - ア 第二種特定工作物に該当しないこと
 - イ 周辺の環境等に適合し、地域の土地利用計画に整合していること
 - ウ 必要最小限の建築物であつて、周辺の自然環境に調和した簡素なものであること
 - エ 用途の変更が容易でないこと
 - オ 自然公園法その他の法令に適合していること
 - ・ 宿泊施設にあつては、次の要件を満たすこと
 - ア 利用目的及び利用者の属性から見て、宿泊機能が必要であること

と

イ 周辺の宿泊施設によっては円滑な対応が困難であること

⑥ 産業振興地域の工場等

- ・ 鳥取県地域産業活性化基本計画に基づく産業集積区域内に立地する、その対象業種の工場等であること
- ・ 周辺地域の労働力を必要とすること、優れた自然環境を必要とすること等により、市街化区域内に適地がないと認められる場合、又は自然条件、社会経済条件等を総合的に勘案して、やむを得ないと認められる場合であること

⑦ 特定流通業務施設

- ・ 物流総合効率化法に規定する特定流通業務施設（貨物自動車運送事業法に規定する特別積合せ貨物運送に係るものを除く）又は倉庫業法に規定する倉庫業の倉庫であること
- ・ 物流総合効率化法に基づき、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる旨の意見が、知事からあった施設であること

⑧ 有料老人ホーム

- ・ 有料老人ホーム設置運営標準指導指針又は県が策定する指導指針の基準に適合し、独立行政法人福祉医療機構等の公的融資を受けて建設されること
- ・ 利用権方式又は賃貸方式であること（分譲方式のものは対象外）
- ・ 市街化調整区域に立地する医療、介護機能と密接に連携する必要があること等により、市街化区域に立地することが困難又は不相当であること
- ・ 福祉施策及び都市計画の観点から立地場所の市町村長が承認していること
- ・ 敷地面積が3,000㎡以下、延床面積が1,500㎡以下であること。ただし、立地場所の市町村長及び隣接市町村長の合意が得られ、かつ、法令に抵触することなく立地できるものについては、この限りでない。

⑨ 介護老人保健施設

- ・ 介護保険法に規定する介護老人保健施設であること
- ・ 協力病院が近隣に所在すること等により、市街化調整区域に立地することもやむを得ないと認められること
- ・ 介護老人保健施設の開設が確実に許可される見込みであること
- ・ 敷地面積が3,000㎡以下、延床面積が1,500㎡以下であること。ただし、立地場所の市町村長及び隣接市町村長の合意が得られ、かつ、法令に抵触することなく立地できるものについては、この限りでない。

⑩ 社会福祉施設

- ・ 社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法に規定する更生保護事業の用に供する施設であること
- ・ 設置・運営が国の定める基準に適合すると認められるものであること
- ・ 次のいずれかに該当する事情が認められること

ア 近隣の医療施設、社会福祉施設等と密接に連携する必要があること

イ 利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要があること

あること

ウ 当該施設のサービスの特性から、周辺の環境等の活用が必要であること

- ・ 敷地面積が3,000㎡以下、延床面積が1,500㎡以下であること。ただし、立地場所の市町村長及び隣接市町村長の合意が得られ、かつ、法令に抵触することなく立地できるものについては、この限りでない。

⑪ 医療施設関係

- ・ 医療法に規定する病院、診療所又は助産所であること
- ・ 設置・運営が国の定める基準に適合すると認められるものであること

- ・ 次のいずれかに該当する事情が認められること

ア 救急医療の充実が求められる地域で、患者等の搬送手段の確保のために周辺の交通基盤等の活用が必要であること

イ 当該医療施設の入院患者等にとって、周辺の療養環境が必要であること

ウ 病床過剰地域に設置された病院が、病床不足地域に移転する場合であること

⑫ 学校関係

- ・ 学校教育法に規定する学校、専修学校又は各種学校であること
- ・ 教育環境の確保のため、周辺の資源、環境等が必要であること
- ・ 文教政策上、適切であると認められるものであること

⑬ 居住者の変更

- ・ 居住者の変更が悪質、計画的に行われていないと認められること
- ・ 変更後の用途が、従前の用途と同一であること
- ・ 変更後の居住者が、同一市町村内に自己用住宅を所有しておらず、かつ、同一市町村の市街化区域内に適切な土地を確保することが困難なこと

- ・ 次のいずれかの場合に該当し、やむを得ないと認められること

ア 現在居住している住居について、被災、立退き、借家等の事情がある場合

イ 現在居住している住居が市街化調整区域内で、過密、狭小等の事情がある場合

ウ 農林水産業に従事する目的で帰郷し、地域に定住する場合

⑭ 既存不適格建築物の移転

- ・ 既存の建築物及び設備が住環境保全上著しく有害であり、地域住民、関係行政機関等から移転の要請があったこと
- ・ 市街化区域に適切な土地を確保するのが困難なこと
- ・ 移転先の敷地が従前とほぼ同程度の規模であること
- ・ 周辺の土地利用及び環境と調和がとれたものであること
- ・ 移転先の隣接土地所有者及び地元町内会長等の同意が得られていること
- ・ 移転完了後、既存の建築物を速やかに撤去すること

⑮ 葬祭場施設

- ・ 隣接土地所有者及び地元町内会長等の同意が得られていること
- ・ 敷地が集落の境界付近にある場合は、隣接集落の町内会長等の同意が得られていること

⑯ その他

- ・ 真にやむを得ない事情が認められ、周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められること

標準処理
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳		備 考
	受 付	処 理	
11日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	機 関	機 関	申請は申請地を管轄する生活環境局建築住宅課又は県土整備局維持管理課で受け付ける。
	期 間	期 間	

東部・西部総合事務所生活環境局、八頭総合事務所県土整備局

11日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	景観まちづくり課
------	----------

都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可

根拠条文	<p>都市計画法第29条第2項本文</p> <p>都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>
------	--

審査基準	<p>(法令上の規定による基準)</p> <p>◎申請書の記載内容等、許可申請の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第30条 ・都市計画法施行規則第15条、16条、17条 <p>◎申請書の設計図書に係る設計者の資格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第31条 ・都市計画法施行規則第18条、19条、19条の2、19条の3、19条の4、19条の5、19条の6、19条の7、19条の8、19条の9、19条の10、19条の11、19条の12、19条の13、19条の14、19条の15、19条の16 <p>◎公共施設の管理者の同意、協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第32条 ・都市計画法施行令第23条 <p>◎申請内容に係る技術的基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第33条 ・都市計画法施行令第23条の2、23条の3、23条の4、24条、24条の2、24条の3、25条、26条、27条、28条、28条の2、28条の3、29条、29条の2、29条の3、29条の4 ・都市計画法施行規則第20条、20条の2、21条、22条、23条、23条の2、23条の3、24条、25条、26条、27条、27条の2、27条の3、27条の4、27条の5
------	--

標準処理期間	標準処理期間の内訳		備考
	受付	処理	
11日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	機 関 期 間	機 関 期 間 11日に関係機関との協議に要する日数を加えた日数	申請は申請地を管轄する生活環境局建築住宅課又は県土整備局維持管理課で受け付ける。